令和2年 第7回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年7月22日 午後1時30分、下記の案件の議定のため、令和2年第7回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第	1	議事録署	名委員	りの指名
日程第	2	会期の決	定	
日程第	3	事務報告		
日程第	4	報告第	1号	農地の現状変更届出について
日程第	5	報告第	2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第	6	報告第	3号	使用貸借権の解約通知について
日程第	7	議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第	8	議案第	2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第	9	議案第	3号	農用地利用集積計画について
日程第1	О	議案第	4号	農用地利用配分計画について
日程第1	1	議案第	5号	非農地証明願について
日程第1	2	議案第	6号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	3	議案第	7号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	4	議案第	8号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	5	議案第	9号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	6	議案第1	0号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	7	議案第1	1号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	8	議案第1	2号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて
日程第1	9	議案第1	3号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
des tata		and the fate		意見を求めることについて
日程第2	О	議案第1	4 号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
	-			意見を求めることについて
日程第2	1	議案第1	5号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
				意見を求めることについて

日程第22	議案第16号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第23	議案第17号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第24	議案第18号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第25	議案第19号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第26	議案第20号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第27	議案第21号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第28	議案第22号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第29	議案第23号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第30	議案第24号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第31	議案第25号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第32	議案第26号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて
日程第33	議案第27号	栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき
		意見を求めることについて

1 出席委員 (23名)

三 浦 2番 黒 委員、 1番 正 勝 委員、 大 昭 夫 俊 部 信 委員、 4番 委員、 3番 冏 吉 田 優 岩 淵 委員、 6番 佐 竹 委員、 5番 敬 きみ子 _ 7番 狩 野 典 委員、 8番 大 場 之 委員、 善 裕 9番 曽 根 委員、 10番 千 優 子 委員、 金 雄 葉 11番 鈴 木 委員、 12番 尾 陽-一郎 委員、 春 形 江 13番 及 Ш 14番 多 仁 委員、 正 委員、 田 15番 佐々木 委員、 16番 菅 俊 委員、 吉 英 司 原 17番 岩 委員、 18番 弘 委員、 渕 弘 佐々木 19番 佐 藤 20番 委員、 勝 委員、 狩 野 義 和 21番 秋 委員、 22番 米 彦 委員、 Щ 義 Щ 嘉 憲 24番 鈴 木 康 則 会長

2 欠席委員 (1名)

23番 黒 澤 光 啓 会長職務代理者

3 議事に参与した者

 事務局長
 二階堂
 賢

 事務局長補佐
 小山
 雅規

 農地農政係
 主幹兼係長
 藤
 広寒

 農地農政係
 主査
 高橋
 潤

 農地農政係
 主事
 千葉
 和哉

 農地農政係
 主事
 菅原
 佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。 只今から、令和2年 第7回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、23名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号23番 黒 澤 光 啓 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、議席番号11番 鈴 木 春 江 委員、 議席番号12番 尾 形 陽一郎 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告の前に配布している総会提出議案について、一部訂正をお願い いたします。議案書の13ページと14ページでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号9番から11番までの3案件でありますが、議案調整後に申請者から取り下げ願い出書の提出がありましたので、削除をお願いいたします。

以上であります。

日程第3、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年6月29日から令和2年7月22日までに実施された 事務事業等の報告並びに、令和2年7月27日から令和2年8月27日までに予定している、事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。 はじめに、第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田1筆 2,802㎡のうち、364.14㎡を 耕作条件の改善のため、敷地内の土地を切り土して盛土を行い、完了後は転作田として、牧草を作付けする予定の旨の1案件を説明。

次に、去る7月20日、議席番号2番 大黒 昭夫 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その 結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 大黒 昭夫 委員から報告願います。

2番 大黒 昭夫 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る7月20日月曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

1番の詳細については事務局から説明がありましたとおり、ため池を切り土で埋め立てて牧草地にするということで、現地を確認すると周辺農地への影響はないものと判断し、特に問題がないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

次に、第2区の番号2番・3番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田1筆 692㎡を、乗り入れと耕作の利便性を 向上させるため、約170cmの盛土を行い、完了後は転作田として牧草を作付けする 予定の旨の1案件、

番号3番は、金成地区の田3筆 839㎡を、盛土により排水不良の改善を行い、 耕作の利便性を向上させるもので、完了後は転作田として野菜を作付けする予定の旨 の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る7月20日、議席番号11番 鈴木 春江 委員、農地利用最適化推進委員の小野 大介 委員及び 氏家 勝子 委員が、現地確認調査を行っておりますので、 その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。

11番 鈴木 春江 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る7月20日、月曜日に4名にて書類 審査及び現地確認を行いました。

2番、3番の詳細につきましては事務局から説明があったとおりです。

2番は、現地を確認しますと牧草が作付けされ、きれいに管理されておりました。 道路との高低差があることから、盛土による耕作条件の改善であり、周辺農地への影響もないものと確認してまいりましたので、報告いたします。 3番については、周辺農地は、ほとんど転作田となっており、野菜を作付けするための盛土をして、排水条件を改善するものであり、いずれも、特に問題がないものと判断してまいりましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告 いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から5番までの4案件、第3区の番号6番から9番までの4案件、併せて9案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田4筆 9,521㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田14筆 9,779㎡、

番号3番は、若柳地区の田11筆 5,178㎡、

番号4番は、若柳地区の田2筆 2,054㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の3案件、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 587㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の田1筆 2,310㎡、

番号7番は、栗駒地区の畑1筆 1,319㎡のうち815㎡、いずれも、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の2案件、

番号8番は、栗駒地区の田1筆 5,696㎡、

番号9番は、栗駒地区の田3筆 4,882㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の2案件、

以上、9案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。 第2区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田28筆 19,614㎡及び畑6筆 4,001 ㎡、合計 23,615㎡、

番号2番は、若柳地区の田17筆 18,798㎡及び畑5筆 2,708㎡、合計 21,506㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの、3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 7,454㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号2番は、高清水地区の畑1筆 65㎡、経営の合理化による所有権移転贈与の 1案件、

番号3番は、一迫地区の田1筆 473㎡、相手方の要望による所有権移転売買の 1案件、以上、3案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 大黒 昭夫 委員から報告願います。

2番 大黒 昭夫 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、去る7月20日、月曜日に、4名にて書類審査を行いました。

1番から3番の詳細については、事務局から説明があったとおり3件とも労力不足が要因での経営移譲、贈与、売買となっており、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を鑑みますと、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から7番の4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の田1筆 985㎡、

番号5番は、若柳地区の田1筆 781㎡、いずれも、相手方の要望による所有権 移転売買の2案件、5番は、市外居住者取得のため詳細説明、

番号6番は、若柳地区の畑1筆 325㎡、耕作利便のためによる所有権移転贈与の1案件、

番号7番は、金成地区の田10筆 10,455㎡、及び畑1筆 525㎡、合計 10,980㎡、経営継承による所有権移転贈与の1案件、市外居住者取得のため詳細説明、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

小野 大介 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る7月20日、月曜日、 4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

4番から7番までの案件の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりですが、5番と7番の2件については、市外居住者が取得するということで、特に慎重審議いたしました。

審議の結果、いずれも労力不足による売買と兄弟での継承となっており、他の2件についても、労力不足等による売買と贈与となっており、許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の畑1筆 115㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件が、市外居住者取得のため詳細説明をし、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る7月17日、議席番号15番 佐々木 吉司 委員、農地利用最適化推進委員の 伊藤 重行 委員、及び 佐藤 みき 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

佐藤 みき 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る7月17日、金曜日に、4名で 現地確認を行いました。

8番の案件については、市外居住者の売買で、申請地の隣接に取得者の農地があり、一体利用が図られるものと確認したことから特に問題はなく、許可に当たっては、審査基準を満たしているものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

議長

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 1,073㎡を地上権設定により、業務 用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。借り 受け人は市外居住者でありますが、貸し出し人の孫に当たる方であります。

農地区分は、都市計画区域内で第1種住居地域に指定されていることから、第3種 農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木 栄夫 推進委員

議案第2号 農地法第5条の許可申請について、去る7月20日、月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、現地を確認しますと、住宅街にある畑で現在は何も作付けされていない休耕されている畑であり、栗原中央病院に近く都市計画区域内であり今後、近隣農地も宅地化が進むものであろうと思慮され、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から5番までの4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田1筆 151㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、大型車両用駐車場2台分を造成するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団の農地のため、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

番号3番から5番までは関連案件により、一括して説明します。

番号3番は、志波姫地区の田1筆 587㎡、

番号4番は、志波姫地区の田2筆 1,750㎡、

番号5番は、志波姫地区の田2筆 1,888㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、分譲用宅地を建築造成するものであり、譲受人は、すべて、新みやぎ農業協同組合であります。

農地区分は、水道管、下水管が沿道に埋設されており、500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地で取り扱う旨の3案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る7月20日、月曜日に、4名にて現地確認を行ってまいりました。

2番については現在、草地になっている状況であり、周辺も草地となっておりますが、今後の事業展開を見込んでの転用であり、許可に当たっては、何ら問題はないものと判断してまいりました。

3番、4番、5番については、過去には草地となっておりましたが、今回、農協が

購入し住宅地として分譲することになっておりますが、住宅地と隣接する地域であり、許可に当たっては、何ら問題はないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から8番までの3案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、栗駒地区の田1筆 2,310㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、宅地等に分断されました小集団農地であることから、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号7番・8番は、同一案件となっており、

番号7番は、栗駒地区の田1筆 1,747㎡のうち525㎡を使用貸借権設定により借り受け、県発注工事の二迫川築堤盛土工事の仮設道路として一時転用し、資材運搬道路として使用するものであります。

農地区分は、栗原市農業振興地域整備計画の農用地区域、転用期間については、許可日から7ヶ月間としている旨の1案件、

番号8番は、栗駒地区の田1筆 1,535㎡のうち936㎡を7番同様の一時転用をし、県発注工事の二迫川築堤盛土工事の資材運搬道路として使用するものであります。

農地区分及び転用期間は、7番と同様となっている旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 佐々木 吉司 委員から、報告願います。

15番 佐々木 吉司 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る7月17日、金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

6番については、農地を購入して太陽光施設を設置するという案件でございまして、現在は転作田として利用しているようでありました。

公図を見てもわかりますように、隣接する自己所有地には、すでに太陽光パネルが 設置されておりまして、すでに稼動しているように見えました。

今回は、その北の農地を購入して増築を図るということですが、周辺農地には影響を与えない範囲と確認できましたので、許可に当たっては特に問題はないものと判断してまいりました。

7番・8番については、県の発注工事の迫川築堤工事の資材運搬用の仮設道路の設置でありまして、周辺農地には影響を与えない範囲であり、転用許可に当たっては、特に問題ないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から7番までの7案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 4,215㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 3,393㎡、

番号3番は、築館地区の田6筆 10,519㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号4番は、一迫地区の田2筆 4,396㎡、

番号5番は、一迫地区の田2筆 4,082㎡、

番号6番は、一迫地区の田4筆 9,521㎡、いずれも、所有権移転売買の3案件、

番号7番は、一迫地区の田7筆 14,897㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、7案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から10番までの3案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田24筆 18,470㎡及び畑1筆 449㎡ 合計 18,919㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定である旨の1 案件、

番号9番は、金成地区の田4筆 8,362㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、番号10番は、志波姫地区の田8筆 14,410㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から10番までの10案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての番号1番から10番までの10案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。はじめに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、一迫地区の田7筆 14,897㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、農地中間管理機構となります。

第2区の番号2番は、若柳地区の田24筆 18,470㎡及び畑1筆 449㎡合計 18,919㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」―

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

- 「異議なし」-

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件について、審議を行います。

第1区の番号2番の1案件を審議いたします。

議席番号22番 米山 嘉彦 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時26分)(22番 米山 嘉彦 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時27分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号2番は、瀬峰地区の畑1筆 19㎡、願出地は、昭和60年ごろに願出人の先々代である祖父が隣地の会社に通路として貸し出し、その後、コンクリート舗装され、現在に至るもので、農地への復旧は困難であり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る7月20日、月曜日に4名にて、書類審 査及び現地確認を行いました。

番号2番の案件の詳細については、事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと参考資料の現況写真のとおりで、昭和60年ごろに隣の会社に通路として無料で貸して舗装され現在に至るものです。35年経過していることから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号2番の1案件は、原案のと おり承認することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願についての、番号2番の1案件は、原案のとおり承認することに決しました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号22番 米山 嘉彦 委員の入場を許可します。

暫時休憩します。(午後 2時29分)(米山 嘉彦 委員、着席)

議長

会議を再開します。(午後 2時30分) 次に、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 873㎡、願出地は、昭和43年ごろに 願出人の先代である養父が住宅及び倉庫を建築し現在に至るもので、農地への復旧は 困難であり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る7月20日、月曜日に4名にて、書類審 査及び現地確認を行いました。

番号1番の案件の詳細については、事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと参考資料の現況写真のとおりで、昭和43年ごろに住宅を建築、現在に至るのです。屋敷内全体が願出地になっておりますが、52年経過しておりますことから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に第3区の番号3番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田1筆 429㎡、願出地は、昭和60年ごろに 願出人の先代が所有していたころにアスファルト舗装等の造成が行われ、それ以降は 貸駐車場として利用され現在に至っているものであり、以前の転用許可の書類等は確 認できず、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る7月17日金曜日に4名にて、現地確認 を行いました。

詳細については、ただ今事務局からの説明のとおりでありまして、現地を確認しますと、参考資料の写真のとおり舗装整備されており、駐車場として利用されていることが確認できました。周囲にも農地がないことから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番及び3番の2案件は、 原案のとおり承認することに、

ご異議ございませんか。

- 「異議なし」-

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願についての、1番及び3番の2案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長

会議の途中ですが、会議開始から1時間が経過しました。 ここで、午後2時50分まで、休憩といたします。

(休憩:午後 2時36分から2時50分まで)

議長

それでは、休憩をとき、会議を再開します。(午後 2時50分)

日程第12、議案第6号 栗原市 農業委員会 農地利用最適化 推進委員の委嘱につき意見を求めることについて、を議題といたします。

議席番号13番 及川 正一 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩します。(午後 2時51分)(13番 及川 正一 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時52分)

事務局からの内容の説明の前に、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者 評価委員会委員長であります、私から、今回の評価委員会の評価等について、はじめ に報告をさせていただきます。

評価委員会委員長

評価委員会の報告

議長

次に、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第6号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき意見を求める ことについて の1案件の概要について ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の募集につきましては、令和2年3月16日から4月15日まで行い、募集定員に達しなかったことから、再募集を5月15日から5月29日まで、再々募集を6月5日から6月15日まで行いました。

その結果、 1区では8名、2区では9名、3区では6名 の計23名の応募がありました。

本案件については、「栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者設置委員会設置要綱」の規定に基づき設置しました、会長を委員長とする「栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」から、評価の意見を受け、選任いたしており、推進委員の委嘱にあたりましては、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項及び「栗原市 農業委員会の農地利用 最適化 推進委員の選任に関する規則」第9条において、「農業委員会総会における合議によって、推進委員を決定し、委嘱すること」となっておりますことから、総会にて、ご審議をいただくものです。

ご提案申し上げている方につきましては、及川正一氏であります。

なお、任期につきましては、令和2年7月24日から令和5年7月23日までとなります。また、総会議案参考資料として、今回提案する方々の最終学歴等を記載した

資料を配布しておりますのでご参照ください。該当者は、1ページでございます。 以上で、内容の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号の1案件は、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第6号の1案件は、適任者と認め、原案のとおり委嘱することに、 ご異議ありませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案 第6号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき意見を求めることについては、原案のとおり委嘱することに決定されました。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号13番及川 正一委員の入場を許可します。

暫時休憩します。(午後 2時57分)(及川 正一 委員、着席)

議長

会議を再開します。(午後 2時58分)

日程第13、議案第7号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき 意見を求めることについて、から、

日程第33、議案第27号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき意見を求めることについて、までの21案件は、関連がありますので、一括議題として審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

- 「異議なし」-

ご異議なしと認めます。

よって、21案件は一括議題といたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第7号から議案第27号までの 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の 委嘱につき意見を求めることについて の21案件の概要について ご説明いたしま す。

内容につきましては、議案第6号で説明いたしましたとおりであり、本21案件については、会長を委員長とする栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から評価の意見を受け、選任いたしており、委嘱にあたりましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び栗原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条において、「農業委員会総会における合議によって推進委員を決定し、委嘱すること」となっておりますことから、総会にて、ご審議をいただくものです。

ご提案申し上げている方々につきましては、

議案第 7号では 氏 家 優 一 氏 議案第 8号では 鈴 木 孝 夫 氏 議案第 9号では 曽 根 茂氏 議案第10号では 鎌田 英利氏 議案第11号では 佐 藤 正博 氏 議案第12号では 千 葉 律 雄 氏 議案第13号では 小 原 公康 氏 議案第14号では 佐々木 剛氏 氏 議案第16号では 佐々木 議案第15号では 鈴 木 伸 進 氏 議案第17号では 佐々木 貞一郎 氏 議案第18号では 小野寺 栄 悦 氏 議案第19号では 阿 部 正 一 氏 議案第20号では 菅 原 昌 行 氏 議案第21号では 氏 家 勝子氏 議案第22号では 安 藤 康 太 氏 議案第23号では 佐藤 東 一 氏 議案第24号では 佐 藤 憲 一 氏 議案第25号では 髙 橋 茂 氏 議案第26号では 山 田 善太郎 氏 議案第27号では 三 浦 勇 市 氏の21名を、それぞれご提案いたしており ます。 なお、総会議案参考資料では、2ページから22ページでございますので、 ご参照願います。

以上で、内容の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりました。

お諮りいたします。

21案件は、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、21案件は、質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

議長

お諮りいたします。

21案件は、一括採決することに、ご異議ありませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、21案件は一括採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第13、議案第7号から、議案第27号までの21案件については、すべて適任者と認め、原案のとおり、委嘱することに、ご異議ありませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき意見を求めることについて、から、

日程第33、議案第27号栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につき 意見を求めることについて、の21案件は、原案のとおり、委嘱することに決定され ました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第7回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労様でした。

< 午後 3時 02分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員